

(別紙)

医療提供体制施設整備交付金交付要綱

(通則)

- 1 医療提供体制施設整備交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省}令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設の整備の目標等に関し、整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

(事業計画の策定)

- 3 都道府県知事は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、交付金の交付を受けて医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるときは、医療提供施設等の整備に関する計画（以下「事業計画」という。）及び事業の実施に要する経費に関する調書を第 1 号様式により作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業計画の作成に当たっては、都道府県において策定される医療計画を念頭に置き、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。

- (1) 医療提供施設相互間の機能分担と医療連携に相当の効果が期待できるもの。
- (2) 医師、看護師その他の医療従事者の確保に相当の効果が期待できるもの。
- (3) 法令又は通達等により、整備促進を図る必要があるもの。
- (4) その他、整備する医療提供施設等の地域における役割等を踏まえ、建築後の経過年数及び老朽度を勘案して整備するもの。

(交付対象事業)

- 4 本交付要綱において交付金を充てることができる事業は、次に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）とする。

(1) 休日夜間急患センター施設整備事業

昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づく休日夜間急患センター施設整備事業

(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

(3) 救急ヘリポート施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく入院を要する（第二次）救急医療体制病院へのヘリポート設置に係る施設整備事業

(4) ヘリポート周辺施設施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づくドクターヘリ導入促進事業を実施するドクターヘリ基地病院等の格納庫、給油施設及び融雪施設設置に係る施設整備事業

(5) 救命救急センター施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく救命救急センター施設整備事業

(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児救急医療拠点病院施設整備事業

(7) 小児初期救急センター施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児初期救急センター施設整備事業

(8) 小児集中治療室施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児集中治療室施設整備事業

(9) 小児医療施設施設整備事業

平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330011 号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく小児医療施設施設整備事業

(10) 周産期医療施設施設整備事業

「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づく周産期医療施設施設整備事業

(11) 地域療育支援施設施設整備事業

「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づく地域療育支援施設施設整備事業

(12) 共同利用施設施設整備事業

昭和 59 年 10 月 25 日健政発第 263 号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設施設整備事業

(13) 医療施設近代化施設整備事業

平成 5 年 12 月 15 日健政発第 786 号厚生省健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」（以下「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」という。）に基づく医療施設近代化施設整備事業

(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業

平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330007 号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく基幹災害拠点病院施設整備事業

(15) 地域災害拠点病院施設整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく地域災害拠点病院施設整備事業

(16) 災害拠点精神科病院施設整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく災害拠点精神科病院施設整備事業

(17) 腎移植施設施設整備事業

昭和 55 年 11 月 4 日医発第 1105 号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設施設整備事業

(18) 特殊病室施設整備事業

平成 7 年 6 月 5 日健医発第 716 号厚生省保健医療局長通知「骨髓移植施設等における無菌室の整備について」に基づく特殊病室施設整備事業

(19) 肝移植施設施設整備事業

平成 19 年 3 月 26 日健発第 0326008 号厚生労働省健康局長通知「肝移植施設整備事業の実施について」に基づく肝移植施設施設整備事業

(20) 治験施設施設整備事業

平成 12 年 4 月 3 日健政発第 464 号厚生省健康政策局長通知「治験推進対策施設整備事業の実施について」に基づく治験施設施設整備事業

(21) 特定地域病院施設整備事業

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域に所在し、かつ、(2)、(5)、(9)、(16) の施設整備事業又は平成 13 年 5 月 16 日医政発第 529 号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」に定めるへき地医療拠点病院の施設整備事業の要件のいずれかに該当する病院が、耐震診断の結果、改築又は補強が必要と認められる診療棟又は病棟（精神病棟及び感染症病棟並びに木造を除く。）の耐震化を図る施設整備事業

(22) 医療施設土砂災害防止施設整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設土砂災害防止施設整備事業

(23) 医療施設等耐震整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設等耐震整備事業

ア 第二次救急医療施設等

イ 耐震構造指標である I_s 値が 0.3 未満の建物を有する病院

ウ 看護師等養成所

エ 平成 7 年に施行された地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条に基づいて、都道府県知事が作成した 5 箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設

(24) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業

令和 5 年 5 月 17 日医政発 0517 第 7 号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱」に基づく津波避難対策緊急事業

(25) アスベスト除去等整備事業

平成 18 年 2 月 3 日医政発第 0203005 号厚生労働省医政局長通知「アスベスト対策事業の実施について」に基づくアスベスト除去等整備事業

(26) 医療機器管理室施設整備事業

平成 16 年 4 月 1 日医政発第 0401024 号厚生労働省医政局長通知「医療機器管理室施設整備事業の実施について」に基づく医療機器管理室施設整備事業

(27) 地球温暖化対策施設整備事業

平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330008 号厚生労働省医政局長通知「地球温暖化対策施設整備事業の実施について」に基づく地球温暖化対策施設整備事業

(28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」に基づく看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

(29) 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業

平成 15 年 4 月 4 日医政発 0404001 号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」に基づき実施する地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業

(30) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

(31) 医療施設浸水対策事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設浸水対策事業

(交付金事業者)

- 5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、4 の（1）から（30）に掲げる交付対象事業については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を除く。

- （1）4 の（1）から（27）及び（29）から（31）に掲げる交付対象事業（ただし、（23）ウの交付対象事業を除く。）

医療法第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

ただし、（12）、（20）、（23）ア及び（26）に掲げる交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会（以下「公的団体」という。）を除く者に限る。

- （2）4 の（23）ウ及び（28）に掲げる交付対象事業

（ア）医療法人（イ）社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）（ウ）学校法人及び準学校法人（エ）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（オ）健康保険組合及び健康保険組合連合会（カ）国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会（キ）独立行政法人（ク）公的団体（ケ）国立大学法人

ただし、(23) ウに掲げる交付対象は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条の規定による「専修学校」又は同法第 134 条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所 2 年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）に限るものとし、事業を実施できる者は、公的団体及び国立大学法人を除く者に限る。

（交付金の対象除外）

6 交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- （1）土地の取得又は整地に要する費用
- （2）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- （3）設計その他工事に伴う事務に要する費用
- （4）既存建物の買収に要する費用
- （5）その他の整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

7 この交付金は、事業計画に記載された医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるため都道府県に交付するものとし、その交付額は、次により算定するものとする。

- （1）別表 2 の第 1 欄に掲げる事業区別に、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に掲げる対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- （2）（1）により選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を交付基礎額とする。
- （3）別表 1 の第 1 欄の A にかかる交付額の算定方法については、（2）の交付基礎額に別表 5 の調整率を乗じて得た額（算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。）を、別表 6、別表 7 及び別表 8 の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、合計した額を交付額とする。（なお、予算額等諸般の事情により各都道府県からの申請の全部を受理することができない場合、申請のあった各都道府県の各事業の優先順位については、別表 6～8 の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき決定される。）
- （4）別表 1 の第 1 欄の B 及び C にかかる交付額の算定方法については、（2）の交付

基礎額に別表 4（ただし、4 の（23）ウ、エ及び（28）の交付対象事業を除く。）及び別表 5 の調整率を乗じて得た額（算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。）を、別表 6 の評価事項及び各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。

（なお、予算額等諸般の事情により各都道府県からの申請の全部を受理することができない場合、申請のあった各都道府県の各事業の優先順位については、別表 6 の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき決定される。）

（交付金の配分方法）

- 8 都道府県は、国から交付される交付金を交付金事業者ごとに事業区分を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。

なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分又は施設の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。

- （1）交付金の配分の調整は、当初提出した事業計画の内容に基づき行うとともに、交付金の対象となる事業分類に該当する事業区分の範囲内で調整する。
- （2）交付金事業者に配分する交付金の事業分類ごとの合計額は、別表 1 の第 1 欄の A 及び B に掲げる事業分類については、配分する交付対象事業における交付基礎額の合計額の 3 分の 1、C に掲げる事業分類については、該当する交付対象事業における交付基礎額の合計額の 2 分の 1 を超えない額となるよう調整する。
- ただし、事業分類 A における事業区分（11）、（14）から（16）及び（29）、事業分類 B における事業区分（22）及び（23）について配分する交付金の合計額は、交付基礎額の合計額の 2 分の 1 を超えない額となるよう調整する。

別表 1

1 事業分類	2 事業区分
A 医療計画等の推進に関する事業	（1）休日夜間急患センター施設整備事業 （2）病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 （3）救急ヘリポート施設整備事業 （4）ヘリポート周辺施設施設整備事業 （5）救命救急センター施設整備事業 （6）小児救急医療拠点病院施設整備事業 （7）小児初期救急センター施設整備事業 （8）小児集中治療室施設整備事業 （9）小児医療施設施設整備事業 （10）周産期医療施設施設整備事業

	(11) 地域療育支援施設施設整備事業 (12) 共同利用施設施設整備事業 (13) 医療施設近代化施設整備事業 (14) 基幹災害拠点病院施設整備事業 (15) 地域災害拠点病院施設整備事業 (16) 災害拠点精神科病院施設整備事業 (17) 腎移植施設施設整備事業 (18) 特殊病室施設整備事業 (19) 肝移植施設施設整備事業 (20) 治験施設施設整備事業 (29) 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業 (30) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業
B 施設環境等の改善に関する事業	(21) 特定地域病院施設整備事業 (22) 医療施設土砂災害防止施設整備事業 (23) 医療施設等耐震整備事業 (24) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 (25) アスベスト除去等整備事業 (26) 医療機器管理室施設整備事業 (27) 地球温暖化対策施設整備事業 (31) 医療施設浸水対策事業
C 医療従事者の養成力の充実等に関する事業	(28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 人口 10 万人以上の場合 150 m ² (ただし、特別に必要がある場合は 300 m ² を限度とする。) (2) 人口 5 万人以上 10 万人未満の場合 100 m ² (ただし、特別に必要がある場合は 200 m ² を限度とする。)	休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等

(2) 病院群輪番制 病院及び共同利 用型病院施設整 備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単 価を乗じた額とする。 基準面積 150 m ² (ただし、特別に必要な場合は 300 m ² を限度とする。また、心臓病専用病室(C C U)を整備する場合は、1 床当たり(2 床を 限度とする。)15 m ² を加算し、脳卒中専用 病室(S C U)を整備する場合は、1 床当 たり(2 床を限度とする。)15 m ² を加算する。)	病院群輪番制病院又 は共同利用型病院と して必要な次の各部門の 新築、増改築に要する工 事費又は工事請負費 診察室、処置室、手術 室、薬剤室、 エックス 線室、検査室、待合室、 仮眠室、病室(救急専用 病室・心臓病専用病室 (C C U)・脳卒中専用病 室(S C U))、便所、玄 関、廊下、暖冷房、附属 設備 等
	心臓病専用病室(C C U)を整備する場合、 次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価 を乗じた額とする。 基準面積 15 m ² ×心臓病専用病床数 (ただし、2 床を限度とする。)	心臓病専用病室(C C U)として必要な次の部 門の新築、増改築、改修 に要する工事費又は工 事請負費 病棟(心臓病専用病 室、廊下、便所、暖冷房、 附属設備 等)
	脳卒中専用病室(S C U)を整備する場合、 次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価 を乗じた額とする。 基準面積 15 m ² ×脳卒中専用病床数 (ただし、2 床を限度とする。)	脳卒中専用病室(S C U)として必要な次の部 門の新築、増改築、改修 に要する工事費又は工 事請負費 病棟(脳卒中専用病 室、廊下、便所、暖冷房、 附属設備 等)
(3) 救急ヘリポー ト施設整備事業	ヘリポート 1 医療機関当たり 60,772 千円	入院を要する(第二 次)救急医療体制病院へ のヘリポート整備に必 要な工事費又は工事請 負費
(4) ヘリポート周	格納庫	ドクターヘリ基地病

辺施設施設整備事業	1 医療機関当たり 212,838 千円	院等への格納庫整備に必要な工事費または工事請負費
	給油施設 1 医療機関当たり 134,038 千円	ドクターヘリ基地病院等への給油施設整備に必要な工事費または工事請負費
	融雪施設 1 医療機関当たり 134,038 千円	ドクターヘリ基地病院等への融雪施設整備に必要な工事費または工事請負費
(5) 救命救急センター施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 2,300 m² (ただし、30 床未満の場合は、1 床当たり 30 m²を減じるものとし、脳卒中専用病室 (S C U)を整備する場合は、1 床当たり (4 床を限度とする。)15 m²を加算し、小児救急専門病床 (小児専門集中治療室)を整備する場合は、1 床当たり (6 床を限度とする。)15 m²を加算し、心臓病専用病室 (C C U)を整備する場合は、1 床当たり (4 床を限度とする。))15 m²を加算し、重症外傷専用病室 (重症外傷用集中治療室)を整備する場合は、1 床当たり (4 床を限度とする。)15 m²を加算する。)	救命救急センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟 (病室、集中治療病室 (I C U)、記録室、処置室、診察室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等) (2) 診療棟 (検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備 等) (3) その他 (事務室、機械室、自家発電室 等) (4) 脳卒中専用病室 (S C U) (5) 小児救急専門病床 (小児専門集中治療室) (6) 心臓病専用病室 (C

		CU) (7) 重症外傷専用病室 (重症外傷用集中治療室)
	ヘリポート 1 医療機関当たり 96,836 千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費
	脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 15 m ² ×脳卒中専用病床数(ただし、4 床を限度とする。)	脳卒中専用病室(SCU)として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)
	小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15 m ² ×小児救急専門病床数 (ただし、6 床を限度とする。)	小児救急専門病床(小児専門集中治療室)として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(小児専門集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)
	心臓病専用病室(CCU)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15 m ² ×心臓病専門病床数 (ただし、4 床を限度とする。)	心臓病専用病室(CCU)として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)
	重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15 m ² ×重症外傷専門病床数	重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費

	(ただし、4床を限度とする。)	病棟(重症外傷用集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)
	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² ×84,100 円	救命救急センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 150 m ²	小児救急医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室(救急専用病室)、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備、研修室 等
(7) 小児初期救急センター施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 300 m ²	小児初期救急センターとして必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(8) 小児集中治療室施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 1 医療機関当たり 20 m ² ×小児集中治療室病床数	小児集中治療室として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費(小児集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)
(9) 小児医療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 都道府県人口規模400万人以上の場合 1,300 m ² (2) 都道府県人口規模400万人未満の場合 800 m ²	小児医療施設として必要な次の各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療棟

	(3) 小児総合病院 4,000 m²	(診察室、検査室、エックス線室、手術室等) (2) 小児専用病棟 (病室、未熟児室、新生児室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等)
(10) 周産期医療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) MFICU 整備 ア 都道府県人口規模 400 万人以上の場合 500 m² イ 都道府県人口規模 400 万人未満の場合 300 m² (2) 産科区域整備 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1 m²当たり 基準単価 239,300 円	母体・胎児集中治療管理室として必要な各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む。） (病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等) 産科区域整備に必要な各部門の病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費
(11) 地域療育支援施設施設整備事業	地域療育支援施設を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 1 床あたり 130 m² (ただし、10 床を限度とする。)	地域療育支援施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（病室、浴室、診療室、処置室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）

(12) 共同利用施設 施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額の合算額とする。 基準面積 (1) 特殊診療棟 300 m² (2) 開放型病棟 一般病床×1 床当たり基準面積 (1 床当たり基準面積) 耐火構造 13.88 m² ブロック・木造 12.56 m² (ただし、50 床を限度とする。) ただし、転用による場合は、基準面積の範囲内で特殊診療棟及び開放型病棟に転用する面積とする。	共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 特殊診療棟 (共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門) (2) 開放型病棟 (病室、診察室、処置室、寝具倉庫、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)
(13) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) 精神病棟 ア及びイに掲げる基準面積(＝ア＋イ)に別表 3 に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア 病棟整備 (ア) 1 床ごとの病室面積を 6.4 m²以上かつ 1 床当たりの病棟面積を 18 m²以上確保する場合 25 m²×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1 床ごとの病室面積を 5.8 m²以上かつ 1 床当たりの病棟面積を 16 m²以上確保する場合 22 m²×整備後の整備区域の病床数	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 精神病棟 ア 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)

	イ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合 (ア) 整備区域の病床数を 20%以上削減する場合 25 m²×整備後の整備区域の病床数 (イ) 整備区域の病床数を 20%未満削減する場合 15 m²×整備後の整備区域の病床数 ウ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑪に該当する場合 電子カルテシステムを整備する場合 1床当たり 605 千円×整備後の整備区域の病床数 ただし、精神病棟の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院 150 床(公的団体及び持分のない法人は 300 床)を限度とする。 (2) 結核病棟改修等整備事業 ア及びイに掲げる基準面積(＝ア＋イ)に別表3に定める単価を乗じた額とする。 ア 病棟整備 (ア) 1床ごとの病室面積を6.4 m²以上かつ1床当たりの病棟面積を 18 m²以上確保する場合 25 m²×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1床ごとの病室面積を5.8 m²以上かつ1床当たりの病棟面積を 16 m²以上確保する場合	イ 次に掲げる整備のうち厚生労働大臣が認める部門 (ア) 患者療養環境改善整備 (イ) 医療従事者職場環境改善整備 (ウ) 衛生環境改善整備 (エ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 (オ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備 ウ 電子カルテシステムの整備 (2) 結核病棟改修等整備事業 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)
--	---	---

	22 m²×整備後の整備区域の病床数 イ 陰圧化等空調整備を併せて行う場合 15 m²×整備後の整備区域の病床数 (3) 診療所 ア 承継に伴う診療所 次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。 (ア) 無床の場合 160 m² (イ) 有床の場合 ① 5 床以下の場合 240 m² ② 6 床以上の場合 760 m² イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1 床当たり 8,257 千円 ×整備後の療養病床の病床数 (4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表 3 に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア 機能訓練室 1 医療機関当たり 40 m² イ 患者食堂 療養病床 1 床当たり 1 m² ウ 浴室 浴室 1 か所当たり 24,138 千円	(3) 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等) ただし、改修等により療養病床を整備する診療所にあつては、次のとおりとする。 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等 (外来部門を除く。)) (4) 療養病床療養環境改善事業 (機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備等)
--	---	--

	ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、48,283 千円とする。 (5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×1 床当たり単価 （1 床当たり単価） 新築 8,528 千円 改築 10,233 千円 改修 4,264 千円 イ 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合 次に掲げる基準面積に別表 3 に定め	(5) 介護老人保健施設及び診療所 ア 介護老人保健施設 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（6 の「交付金の対象除外」にかかわらず、工事施工のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6 % に相当する額を限度額とする。)) ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 イ 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師
--	--	--

	る単価を乗じた額とする。 基準面積 160 m²	詰め所、玄関、廊下、 便所、暖冷房、附属設 備、救急患者搬入口、 スロープ、療養指導 室 等)
(14) 基幹災害拠点 病院施設整備事 業	(1) 補強が必要と認められるもの ((2)を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m²×84,100 円	基幹災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
	(2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m²×92,510 円	
	(3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 ((4)を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m²×399,800 円	
	(4) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m²×439,780 円	
	備蓄倉庫 1 医療機関当たり 198,937 千円	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費
	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 182,276 千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
	受水槽 1 医療機関当たり 167,974 千円	受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費
	研修部門 1 医療機関当たり 153,031 千円	研修部門整備に必要な工事費又は工事請負費
	ヘリポート 1 医療機関当たり	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請

	179,410 千円	負費
	給水設備 1 医療機関当たり 78,989 千円	給水設備整備(地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等)に必要な工事費又は工事請負費
	燃料タンク 1 医療機関当たり 36,426 千円	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費
(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの((2)を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m ² ×84,100 円	地域災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
	(2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ² ×92,510 円	
	(3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院((4)を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m ² ×399,800 円	
	(4) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ² ×439,780 円	
	備蓄倉庫 1 医療機関当たり 56,113 千円	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費
	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 182,276 千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
	受水槽 1 医療機関当たり 167,974 千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費

	ヘリポート 1 医療機関当たり 96,836 千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費
	給水設備 1 医療機関当たり 78,989 千円	給水設備整備(地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等)に必要な工事費又は工事請負費
	燃料タンク 1 医療機関当たり 36,426 千円	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費
(16) 災害拠点精神科病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの((2)を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m ² ×84,100 円	災害拠点精神科病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
	(2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ² ×92,510 円	
	(3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院((4)を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m ² ×399,800 円	
	(4) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m ² ×439,780 円	
	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 182,276 千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
	受水槽 1 医療機関当たり 168,974 千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
	給水設備	給水設備整備(地下水

	1 医療機関当たり 78,989 千円	利用のための設備整備、 受水槽増設又は補強等) に必要な工事費又は工 事請負費
	燃料タンク 1 医療機関当たり 36,426 千円	非常用自家発電装置 の燃料タンク増設又は 補強等に必要な工事費 又は工事請負費
(17) 腎移植施設施設 整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単 価を乗じた額とする。 基準面積 100 m ²	腎移植施設として必要 な次の部門の新築、増 改築に要する工事費又 は工事請負費 無菌手術室(機械室及 び附属設備を含む。)
(18) 特殊病室施設 整備事業	1 室当たり 79,531 千円	特殊病室(無菌室) 整 備に必要な工事費又は 工事請負費
(19) 肝移植施設施設 整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単 価を乗じた額とする。 基準面積 100 m ²	肝移植施設として必要 な次の部門の新築、増 改築及び改修に要する 工事費又は工事請負費 無菌手術室(機械室及 び附属設備を含む。)
(20) 治験施設施設 整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単 価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 治験専門外来 100 m ² (2) 治験管理部門 (事務部門、相談部門、その他) 75 m ²	治験施設として必要 な次の各部門の新築、増 改築及び改修に要する 工事費又は工事請負費 (1) 治験専門外来 (外来診察室 処置室、 検査室 等) (2) 治験管理部門 事務部門 (治験事務室、治験 審査委員会事務室) 相談部門 (治験依頼者相談

		室、被験者相談室) その他 (諸記録保管室、治験 薬保管・管理室、調剤室 等)
(21) 特定地域病院 施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単 価を乗じた額とする。(2) の場合を除く。) 基準面積 (1) 改築の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 m ² (ただし、一部改築の場合は上記に よる面積から改築を要しない病床 数×13.88 m ² を差引いた面積を限度 とする。) イ 診療棟 当該改築部分に係る既存診療棟面 積で厚生労働大臣が認める面積 (2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 m ² × 84,100 円 (ただし、一部補強の場合は上記に よる面積から補強を要しない病床 数×13.88 m ² を差引いた面積を限度 とする。) イ 診療棟 当該補強部分に係る既存診療棟面 積で厚生労働大臣が認める面積× 84,100 円	特定地域病院の次の 各部門の改築、改修(補 強)に要する工事費又は 工事請負費 (1) 病棟 (病室、診察室、処置 室、記録室、患者食堂、 寝具倉庫、バルコニ ー、廊下、便所 等) (2) 診療棟 (診察室、検査室、エ ックス線室、手術室 等)
(22) 医療施設土砂 災害防止施設整 備事業	補強又は防護壁の設置等が必要と認めら れるもの 1 か所当たり 66,400 千円	土砂災害危険か所に 所在する医療機関とし て必要な新築、増改築に 伴う補強、既存建物に対 する補強及び防護壁の 設置等に要する工事費 又は工事請負費
(23) 医療施設等耐 震整備事業	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの (2) を除	医療施設等耐震整備 として必要な新築、増改

	く工法によるもの) 基準面積 2,300 m²×84,100 円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m²×92,510 円 (3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等 ((5)を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m²×399,800 円 (4) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院 (第二次救急医療施設等は除く) ((5)を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m²×399,800 円 (5) (3) 及び (4) の補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m²×439,780 円	築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
	看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×64,200 円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m²×70,620 円 (3) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの 基準面積 2,300 m²×305,500 円	医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費

	平成 7 年に施行された地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 1111 号）第 2 条に基づいて、都道府県知事が作成した 5 箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×84,100 円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m²×92,510 円	耐震化を必要とする医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費
(24) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	救命救急センター 1,156,561 千円	救命救急センターの新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	病院群輪番制病院及び共同利用型病院 120,603 千円	病院群輪番制病院又は共同利用型病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	救急告示病院 120,603 千円	救急告示病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	在宅当番医制病院 120,603 千円	在宅当番医制病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	在宅当番医制診療所 19,759 千円	在宅当番医制診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	在宅当番医制歯科診療所 19,759 千円	在宅当番医制歯科診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費

	休日夜間急患センター 19,759 千円	休日夜間急患センターの新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	休日等歯科診療所 19,759 千円	休日等歯科診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	時間外診療実施診療所 19,759 千円	時間外診療実施診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	基幹災害拠点病院 1,018,463 千円	基幹災害拠点病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	地域災害拠点病院 672,866 千円	地域災害拠点病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	周産期母子医療センター 125,265 千円	周産期母子医療センターの新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	小児救急医療拠点病院 42,340 千円	小児救急医療拠点病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	在宅医療実施病院 120,603 千円	在宅医療実施病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	在宅医療実施診療所 19,759 千円	在宅医療実施診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費
	在宅医療実施歯科診療所 19,759 千円	在宅医療実施歯科診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及

		び既存建物の除去費
	がん医療実施診療所 19,759 千円	がん医療実施診療所の 新築に要する工事費 又は工事請負費及び既 存建物の除去費
	脳卒中医療実施病院 120,603 千円	脳卒中医療実施病院 の新築に要する工事費 又は工事請負費及び既 存建物の除去費
	精神科病院 120,603 千円	精神科病院の新築に 要する工事費又は工事 請負費及び既存建物の 除去費
	精神科救急医療センター 1,156,561 千円	精神科救急医療セン ターの新築に要する工 事費又は工事請負費及 び既存建物の除去費
	助産所 19,759 千円	助産所の新築に要す る工事費又は工事請負 費及び既存建物の除去 費
(25) アスベスト除 去等整備事業	1 m ² 当たり 56,600 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延 面積	アスベスト等の除去 等に要する工事費又は 工事請負費
(26) 医療機器管理 室施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単 価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 80 m ²	医療機器管理室とし て必要な新築、増改築及 び改修に要する工事費 又は工事請負費
(27) 地球温暖化対 策施設整備事業	1 医療機関当たり 109,430 千円	地球温暖化対策に資 する整備に必要な工事 費又は工事請負費
(28) 看護師の特定 行為に係る指定 研修機関等施設 整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単 価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 80 m ²	看護師の特定行為研 修の実施に必要な新築、 増改築及び改修に要す る工事費又は工事請負 費
(29) 地域拠点病 院・地域拠点歯 科診療所施設整	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単 価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 150 m ²	地域拠点病院・地域拠 点歯科診療所として必 要な次の各部門の新築、

備事業		増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 診察室、技工室、エックス線室、事務室、待合室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備 等
(30) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 182,276 千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
	受水槽 1 医療機関当たり 167,974 千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
	給水設備 1 医療機関当たり 78,989 千円	給水設備整備(地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等)に必要な工事費又は工事請負費
	燃料タンク 1 医療機関当たり 36,426 千円	非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費
(31) 医療施設浸水対策事業	(1) 医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 51,439 千円	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費
	(2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 40,591 千円	電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費
	(3) 止水板もしくは防水壁の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 72,300 千円	止水板もしくは防水壁の設置に必要な工事費又は工事請負費
	(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 28,158 千円	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置に必要な工事費又は工事請負費

- (注) 1 同一事業について補助を受けるときは、交付額が重複することのないよう、今年度分の基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を進捗率により按分し差し引くこととする。
- 2 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。
- 3 補強の基準単価は補強事業における単価であり、補強単価が基準単価を下回るときは、当該補強単価を基準単価とする。

別表3 1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	484,000
(7) 小児初期救急センター施設整備事業		ブロック	214,000
(28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業		木造	355,000
(29) 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業			
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	484,000
(5) 救命救急センター施設整備事業			
(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業			
(8) 小児集中治療室施設整備事業			
(26) 医療機器管理室施設整備事業			
(9) 小児医療施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	484,000
(11) 地域療育支援施設施設整備事業		ブロック	214,000
(12) 共同利用施設施設整備	診療棟	鉄筋コンクリート	484,000

事業 (21) 特定地域病院施設整備事業		ブロック	214,000
(10) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
(13) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	診療所 (離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
(17) 腎移植施設施設整備事業 (19) 肝移植施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	626,700
(20) 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000

(注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 (13) 医療施設近代化施設整備事業の項の「離島、豪雪地区」とは、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する「奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）」、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項に規定する「豪雪地帯」、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する「小笠原諸島」並びに沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する「離島」とする。

別表 4 既存病床数の割合による調整（前年度 3 月 31 日現在）

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 (精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計)	調整率
---	-----

105%以上	0.95
105%未満	1.00

別表5 事業区分による調整

事業区分	調整率
4の(1)から(10)、(12)から(22)、(24)から(27)、(30)及び(31)に掲げる事業(ただし、4の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備を除く。また、4の(30)に掲げる事業については、受水槽、給水設備を除く。)	0.33
4の(11)、(14)から(16)、(23)、(28)、(29)及び(30)に掲げる事業(ただし、4の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備に限る。また、4の(30)に掲げる事業については、受水槽、給水設備に限る。)	0.50

別表6 都道府県の優先順位に係る評価事項(100点)

項目	点数
都道府県の優先順位	以下の式により算出される点数とする。 $100 / (\text{事業数} - 1) \times (\text{事業数} - \text{順位})$ なお、事業数が1の場合は、100点とする。

別表7 医療機関に係る評価事項(40点)

区分	当該事業を行う医療機関の医療計画における位置付け	点数
(1) がん	専門的な診療機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(2) 脳卒中	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(3) 急性心筋梗塞	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点

	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：１５点 イ ア以外：１０点
(４) 糖尿病	各医療機能	ア 圏域内で初めて整備：１５点 イ ア以外：１０点
(５) 救急医療	救命救急医療機関の機能 又は入院を要する救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：２０点 イ ア以外：１５点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：１５点 イ ア以外：１０点
(６) 災害時における医療	災害拠点病院としての機能	ア 圏域内で初めて整備：２０点 イ ア以外：１５点
	災害拠点精神科病院としての機能	ア 圏域内で初めて整備：２０点 イ ア以外：１５点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：１５点 イ ア以外：１０点
(７) へき地の医療	へき地診療の支援医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：２０点 イ ア以外：１５点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：１５点 イ ア以外：１０点
(８) 周産期医療	総合周産期医療の機能、地域周産期医療の機能又は正常分娩の機能	ア 圏域内で初めて整備：２０点 イ ア以外：１５点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：１５点 イ ア以外：１０点
(９) 小児医療	小児の救命救急医療の機能又は初期小児救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：２０点 イ ア以外：１５点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：１５点 イ ア以外：１０点
(10) その他	都道府県知事が特に必要と認める医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：１５点 イ ア以外：１０点
区 分		点 数
(11) 前年度における都道府県医療対策協議会の派遣要請に基づく医師派遣の実績		ア ３人以上：１０点 イ １人以上３人未満：５点

(12) 前年度における都道府県医療対策協議会以外の都道府県の機関、委員会等の派遣要請に基づく医師派遣の実績	1人以上：5点
(13) 患者の療養環境向上等に配慮し、当該事業において国産材を使用するもの	使用する：5点

(注1) 区分(1)～(10)については、事業内容に応じていずれか一区分を使用する。

(注2) 区分(11)及び(12)については、派遣日数を245で除した数を派遣人数とみなす。

別表8 都道府県の取組に係る評価事項（15点）

項 目	点 数
都道府県の医療連携体制推進事業への取組状況（5点）	以下の事業内容のうち前年度に各都道府県が行った医療連携体制推進事業に含まれる事業内容の数を点数とする（各項目1点）。 （1）地域医療連携パスの作成 （2）IT等の活用による住民への情報提供 （3）IT等の活用による診療連携体制の構築 （4）医療従事者向けの研修会の実施 （5）その他
都道府県医療対策協議会による医師派遣人数（5点）	前年度の各都道府県医療対策協議会による医師派遣人数に応じて以下の点数とする。 （1）20人以上：5点 （2）10人以上20人未満：2点
都道府県における医師確保対策取組等（医師派遣を除く。）（5点）	当該年度に各都道府県において行われる医師確保対策の取組等のうち以下に該当する数を点数とする（各項目1点）。 （1）大学医学部における地域枠を設定 （2）医学部学生等への修学資金支援を実施 （3）ドクターバンクを設置 （4）小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う連携強化病院を設置 （5）自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身都道府県定着率が80%以上

（交付の条件）

9 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）交付対象事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 交付対象事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(3) 交付対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第8号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(6) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業を除く。）に対してこの交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 都道府県から補助金の交付を受けて行われる事業（以下9において「補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ 補助事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、速やかに都道府県知事の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(イ) 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を

除く。)

ウ 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、速やかに都道府県知事の承認を受けなければならない。

エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

キ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ケ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

コ 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、第 7 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支部、支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない

シ 補助事業者は、この交付金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

（７）都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業に限る。）に対してこの交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。

ア （５）及び（６）のア、イ、ウ及びエ

この場合において、（５）中「交付金」とあるのは「補助金」と、「第８号様式」とあるのは「第８号様式に準じた様式」と読み替えるものとする。

イ 市町村は、都道府県が交付する補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下９において「間接補助金」という。）を交付する場合には、間接補助金を交付された者（以下９において「間接補助事業者」という。）に対し、その対象事業（以下９において「間接補助事業」という。）を行うにあたり（６）のアからシまでに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「第７号様式」とあるのは「第７号様式に準じた様式」と読み替えるものとする。

ウ イにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

エ イにより付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

（８）（６）及び（７）により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

（９）補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、第６号様式により

速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 10 この交付金の交付の申請は、都道府県知事が第2号様式による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額は明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(変更申請手続)

- 11 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 12 厚生労働大臣は、10又は11による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(交付金の概算払)

- 13 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(遂行状況報告)

- 14 都道府県知事は、事業の遂行状況について、厚生労働大臣から要求があったときは、速やかに第3号様式による状況報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(実績報告)

- 15 都道府県知事は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（9の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、

この交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

加えて、10に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該交付金から減額して報告しなければならない。

（交付金の返還）

- 16 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

（その他）

- 17 特別の事情により、7、10、11及び15に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。